



知的財産推進計画2006について

山内貴博

長島・大野・常松 法律事務所

内閣に設置された「知的財産戦略本部」は、2006年6月8日、「知的財産推進計画2006」を決定した。

日本国政府における知的財産法制は、経済産業省及び特許庁(特許法、商標法など)、文部科学省(著作権法)、農林水産省(種苗法)が所管しているが、知的財産戦略本部は、知的財産についての施策を集中的かつ計画的に推進するために、2003年、知的財産基本法第24条に基づき内閣に設置された機関である。同本部は、2003年以降毎年、知的財産に関する「推進計画」を改定・発表してきたが、これは、我が国の知的財産に関連する立法動向を把握するために重要な文書である。

160ページにわたる「知的財産推進計画2006」は、「1 知的財産の創造」、「2 知的財産の保護」、「3 知的財産の活用」、「4 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」、「5 人材の育成と国民意識の向上」の5章から構成され、それぞれについて抽象的なものから具体的なものまで、様々な施策を掲げている。以下、注目すべき施策を取り上げる。

「1 知的財産の創造」については、大学における知的財産の創造を促進するため、大学院生等が発明者の場合の特許料等の減免を可能にする関連法案策定作業を、2007年度の通常国会に向けて進める。また、2007年度の早い時期に、「特許・論文情報統合検索システム(仮称)」を整備するとしている。

「2 知的財産の保護」については、特許庁における特許審査の迅速化・効率化を進め、審査順番待ち期間を、2008年には29ヶ月台に、2013年には11ヶ月に短縮することを目標とする。防衛的な特許出願を減少させ先

使用権の活用を促すため、2006年度前半に事例集(ガイドライン)を作成する(これは、既に公表されており、http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_senshiyouken.htmから入手することができる。)。農林水産省知的財産戦略本部を中心に、農林水産分野における知財の保護を強化する政策を推進する。模倣品・海賊版対策の一環として、個人輸入・個人所持の禁止について検討するとしている。

「3 知的財産の活用」については、2006年度中に、公正取引委員会が、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を改定し、公表するとしている(現行の同ガイドの全文は<http://hrs.kjftc.go.jp/dk/>にて、同英訳は<http://www.jftc.go.jp/e-page/legislation/ama/patentandknow-how.pdf>にて入手可能である)。

「4 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」については、IPマルチキャスト方式によるテレビ放送の同時再送信を著作権法上「有線放送」と同様の扱いにするための改正案を、2006年度中のできるだけ早期に国会に提出する。

「5 人材の育成と国民意識の向上」については、「国際的に通用する知財専門人材の育成・確保に取り組むこと」が挙げられている。

同計画の原文は、首相官邸のウェブサイトに掲載されている。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609keikaku.pdf> また、旧計画の英訳は、知的財産戦略推進事務局のウェブサイトより入手可能である。http://www.ipr.go.jp/e_materials.html

長島・大野・常松法律事務所

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

Tel: (81-3) 3288 7000 Fax: (81-3) 5213 7800

Email: info@noandt.com

Website: <http://www.noandt.com>